

臨時記者会見資料

小山市教育委員会 文化振興課
(担当 渡邊 22-9660)

1 件名

城山公園再整備事業の文化財に係る手続きについて

2 趣旨

城山公園再整備事業は、都市公園であるため都市整備部を中心に進めております。一方で、城山公園は国史跡である祇園城跡に位置することから、これまで市文化振興課が適宜、県教育委員会文化財課（現在の県文化振興課、以下「県文化財課」とする。）・文化庁と協議を行い、文化財に係る必要な手続きについて対応してまいりました。

このことについて、先月から今月にかけて無許可工事との報道がございましたので、報道の内容に対する市の見解を申し上げます。

3 手続きの流れ

- (1) まちづくり推進課（整備主体者）が現状変更許可申請書を作成し、市文化振興課と協議
- (2) 市文化振興課が現状変更の内容について県文化財課と協議
※ただし、詳細な説明についてはまちづくり推進課が行う
- (3) 県文化財課との協議の結果
 - ①市の許可の場合
まちづくり推進課が現状変更許可申請書を市文化振興課へ提出
 - ②国の許可が必要な場合
まちづくり推進課から提出された現状変更許可申請書を市文化振興課が県文化財課へ進達、県文化財課から文化庁へ現状変更許可申請書が送付される

4 これまでの経過

令和2年2月	県文化財課と協議開始
3月	再整備に係る資料を県文化財課が文化庁へ送付 「城山（祇園城跡）公園再整備基本設計」策定
令和4年4月 8日	県文化財課と協議
5月24日	園内工事に対し、市教育委員会が現状変更を許可
7月	多機能施設・ベンチの設置について県文化財課と協議
9月	多機能施設・ベンチの設置について文化庁と協議
12月	多機能施設・ベンチの設置について文化庁に現状変更許可

令和6年8月7日

申請書を提出、文化庁と協議を継続
令和5年3月 9日 文化庁から現状変更許可申請書（令和4年12月提出）に
園内工事の内容も追加するよう指導を受ける
3月17日 園内工事（多機能施設・ベンチの設置を含む）の現状変更
について文化庁より許可

5 市の見解

城山公園再整備における園内工事は、必要な手続きを踏んで進めてまいりました。事後申請となってしまった部分もありますが、文化庁の許可を得られており、遺構を傷つける等の整備は実施しておりません。

しかし、一連の経過の中で、県への依存的体質、法令等調査・確認の不徹底といった点を確認しました。このことは琵琶塚古墳整備事業の不適切事務における反省点と同質のものと考えており、今後も再発防止に努めてまいります。

担当：小山市教育委員会事務局 文化振興課 文化財係
電話：0285-22-9669

※別紙資料

- ①関係法令（文化財保護法・文化財保護法施行令）
- ②手続きフロー図
- ③全体図及び工事概要
- ④城山公園再整備事業の断面イメージ

文化財保護法（抜粋）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

文化財保護法施行令（抜粋）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

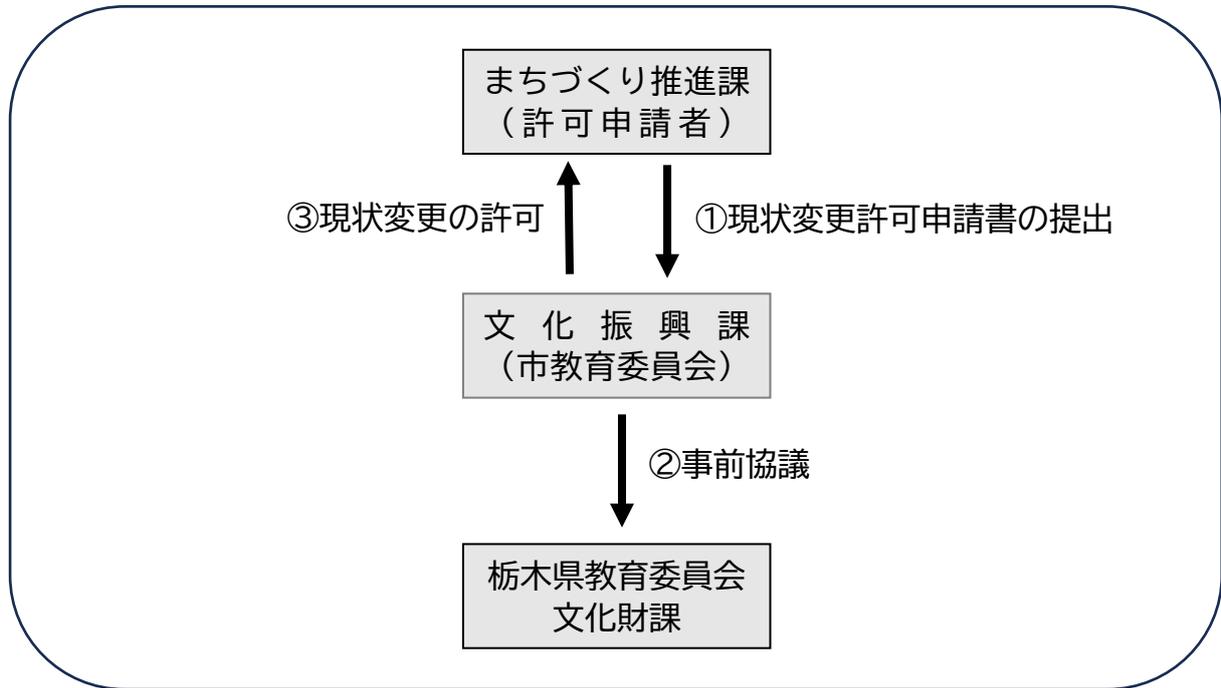
第五条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- 二 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ハ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

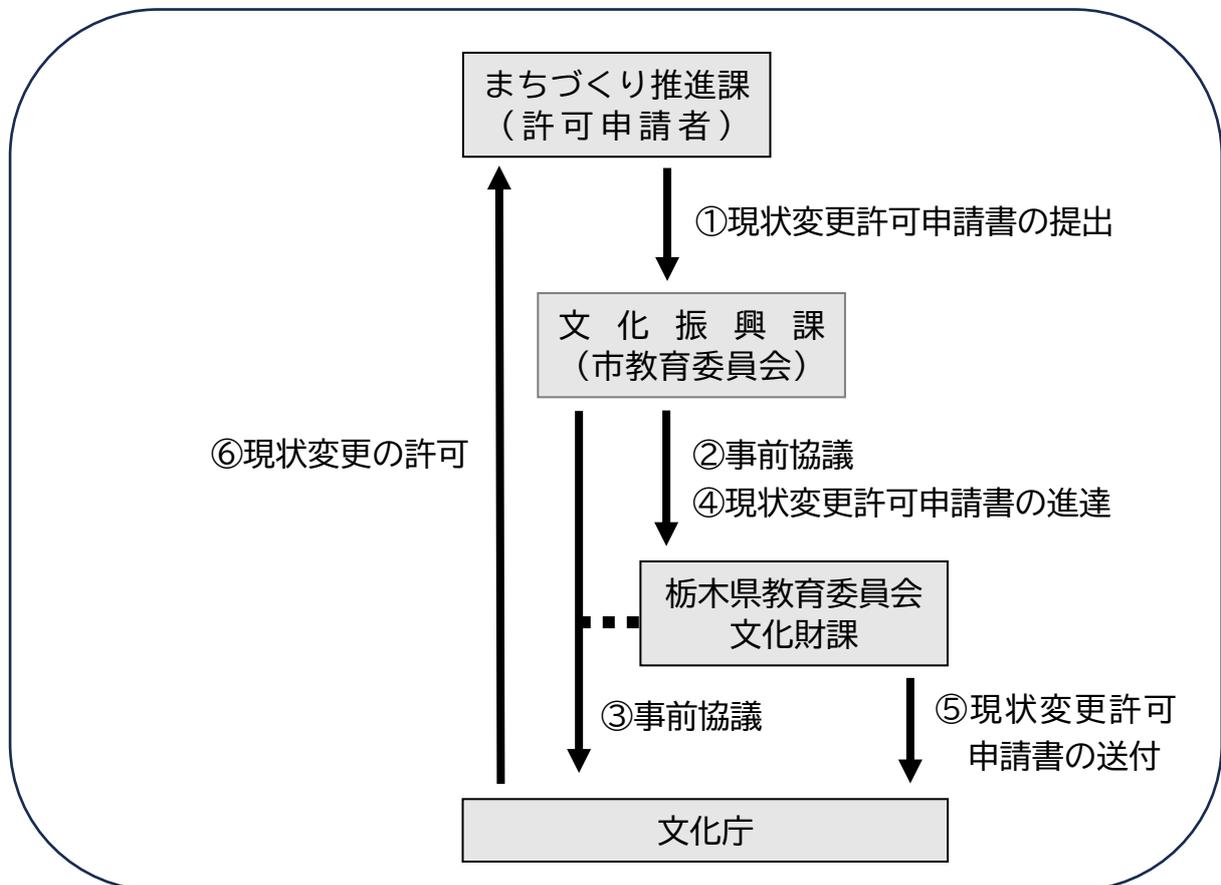
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ロ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

現状変更許可申請の手続きフロー

①市の許可の場合



②国の許可の場合



城山公園再整備事業の断面イメージ

